

●利用調整の基準（小金井市保育の実施に関する規則より抜粋）

保育の実施基準指数表（保護者）			
保護者の状況			
類型	細目	保育の実施基準指数	
就労 （自営を含む。）	月間の就労時間が１５０時間以上	１００	
	月間の就労時間が１４０時間以上１５０時間未満	９５	
	月間の就労時間が１３０時間以上１４０時間未満	９０	
	月間の就労時間が１２０時間以上１３０時間未満	８５	
	月間の就労時間が１１０時間以上１２０時間未満	８０	
	月間の就労時間が１００時間以上１１０時間未満	７５	
	月間の就労時間が７０時間以上１００時間未満	７０	
	月間の就労時間が４８時間以上７０時間未満	６５	
就労内定	入所希望月末日までの就労が内定している場合は、就労に準ずる。 ※就労開始日から２か月以内に、１か月分の就労実績が記載された就労証明書を提出できない場合を除く。	６５－１００	
不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等により存在しない場合	１００	
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後２か月以内	８０	
疾病	診断書により、保育に当たることが著しく困難であると認められた場合	１００	
	診断書により、保育に当たることが部分的に困難であると認められた場合	８５	
	上記以外で、居宅内療養を常態	６０	
障害	身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度又は精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者	１００	
	身体障害者手帳３級（視覚、聴覚、体幹機能障害）、愛の手帳３度又は精神障害者保健福祉手帳３級所持者	９０	
	身体障害者手帳３級（視覚、聴覚、体幹機能障害以外）所持者	８０	
	上記以外の手帳所持者	７０	
介護・看護	週５日以上	かつ１日７時間以上の介護等	１００
		かつ１日６時間以上７時間未満の介護等	９５
		かつ１日５時間以上６時間未満の介護等	９０
		かつ１日４時間以上５時間未満の介護等	８５
		かつ１日３時間以上４時間未満の介護等	８０
	週４日	かつ１日７時間以上の介護等	９５
		かつ１日６時間以上７時間未満の介護等	９０
		かつ１日５時間以上６時間未満の介護等	８５
		かつ１日４時間以上５時間未満の介護等	８０
		かつ１日３時間以上４時間未満の介護等	７５
	週３日	かつ１日７時間以上の介護等	９０
		かつ１日６時間以上７時間未満の介護等	８５
		かつ１日５時間以上６時間未満の介護等	８０
		かつ１日４時間以上５時間未満の介護等	７５
		上記以外で、月４８時間以上の介護等を行っている場合	６５
	月４８時間未満の介護等を行っている場合	５０	
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合	１００	
	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校等に通学している場合	１００	
	上記以外の学校等に通学している場合（通信教育を含む。）	７０	
	申請時点で、入所希望月中の就学の開始が確定していないが、受験票の写しなどで就学手続中であることが証明できる場合	６５	
求職	求職活動中（起業準備を含む。）	５０	
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合	１００	
特例	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合	５０－１００	

調整指数表（保護者）		
保護者の状況		
項目		調整指数
自営協力者	就労の申請において、自営中心者ではなく自営協力者である場合	－５
複数類型	次の①から③までのいずれかに該当する場合 （基準指数との合計は、１００を上限とする。） ① 就労の基準指数が９０以上かつ障害の基準指数が９０以上 ② 就労の基準指数が９０以上かつ介護・看護の基準指数が９０以上 ③ 障害の基準指数が９０以上かつ介護・看護の基準指数が９０以上	＋５

調整指数表（世帯）		
世帯の状況		
項目		調整指数
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合	＋３０
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等	＋１０
育休・産休	就労の申請において、申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合。ただし、育児休業・産前産後休業を取得している就労先に復帰しないことが判明した場合は、調整指数の適用を無効とし、入所及び入所が内定している場合はそれを取り消す。	＋１０
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（卒園後の受入先が確保されている場合を除く。）	＋２０
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合	＋１０
	認可外保育施設等を利用しており、その契約内容が証明できる場合	週５日以上契約であることが証明できる場合 ＋５
		週４日以上契約であることが証明できる場合 ＋４
		週３日以上契約であることが証明できる場合 ＋３
	定期利用（一時）保育の利用実績について、申請月の前月から起算して直近３か月のうち１か月分証明できる場合	月２０日以上利用したことが証明できる場合 ＋５
		月１６日以上利用したことが証明できる場合 ＋４
		月１２日以上利用したことが証明できる場合 ＋３
	市外認可保育施設を利用している場合	＋５

調整指数表（世帯）

転園希望	市内認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合 (きょうだいが在籍する別施設のみを利用希望保育施設とする転園申請の場合、きょうだいが施設の利用を同時に申請した場合又は小金井市立保育園からの転園を希望する場合を除く。)	- 1 0
きょうだい転園希望	きょうだいそれぞれが異なる認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業を利用して、きょうだいが在籍する別施設のみを利用希望保育施設とする転園申請の場合	+ 1 0
多胎児支援	多胎児が同時に申請する場合	+ 1
同時申請	きょうだいが施設の利用を同時に申請する場合であって、きょうだいのいずれかの申請が転園申請でないもの（3人以上のきょうだいが同時に申請した場合は、転園申請以外の複数の申請がある場合における転園申請以外の申請）。ただし、小金井市立くりのみ保育園及びさくら保育園からの転園申請の場合であって、きょうだいの利用希望保育施設が全て同一施設である場合には、転園申請でないものとして扱う。	+ 1
多子支援	申請児が同一世帯の中で、入園希望月において小学生以上の児童を除いて、第2子以降の場合	+ 1
特例申請	小金井市立保育園を利用して、別園に転園を希望する場合	+ 5
滞納	基準日時点において、保護者に利用希望月の属する年度以前の利用者負担額の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。)	- 2 0
内定辞退	申請において、利用希望月の属する年度の内定を辞退している場合	- 1 0
育休延長	育児休業の延長を許容できる申出があった場合	- 1 0 0
児童養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯）

世帯の状況	
順位	項目
1	きょうだいが在籍している認可保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。ただし、入所希望日時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。
2	きょうだいが小金井市立くりのみ保育園又はさくら保育園に在籍している場合。ただし、入所希望日時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。
3	保護者が保育士又は幼稚園教諭で、保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出し、次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 育児休業・産前産後休業を終了しその職に復帰予定の場合 ② その職としての就労内定が証明できる場合 ③ 申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合
4	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯

備考

- (1) 入所指数の算出方法は、次のア、イ及びウの合算とする。
 - ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
 - イ 保護者のそれぞれについて「調整指数表（保護者）」を基に指数を出す。
 - ウ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- (2) 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- (3) 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日までに提出された書類等に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- (4) 就労時間とは、就労証明書の就労時間（固定就労の場合）又は就労時間（変則就労の場合）の月間の合計時間（休憩時間を含む。）とする。就労時間（変則就労の場合）の合計時間において週間の就労時間を記載している場合は、当該時間に4を乗じた時間数を月間の就労時間とみなす。
- (5) 就労の申請において、自営の事由である証明ができない場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (6) 自営中心者とは、役員、自営業主又は自営業専従者（自営業主と同等の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者）であって、登記簿謄本、個人事業主の開業届出書、営業許可証等で確認できるものをいう。
- (7) 自営協力者とは、自営のうち自営業専従者（自営中心者に該当する自営業専従者以外）又は家族従業者をいう。
- (8) 認可外保育施設等とは、児福法第59条の2に基づく届出を行い、各自治体のホームページによって公表されている認可外保育施設及び児福法に規定する児童発達支援事業（医療型を含む。）を実施する施設をいう。施設の確認の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。
- (9) 育休・産休及び他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- (10) 就労内定の申請及び転園申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- (11) 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- (12) 同時申請及び多子支援に同時に該当する場合は、多子支援のみを適用する。
- (13) 所得割の額とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2条第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (14) 保護者の前年度の市区町村民税が指定都市において課税されている場合又は年間収入申告書が提出された場合は、小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (15) 所得割の額が確認できない場合は、利用調整において他の申請者より高いものとみなす。